

浜松市地域防災計画の改定（案）について

主な改定内容

(1) 法令、国防災基本計画の改定を踏まえた見直し

ア 法改正等を踏まえた改定

[改定点]

- ・ 障害のある方への情報伝達体制の整備【資料 2 P12, 13、資料 3 P23】

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行（令和 4 年 5 月）を踏まえ、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災等に関する情報を迅速かつ確実に取得できるよう、体制を整備充実することなどについて追記した。

また、障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備を推進することについて追記した。

- ・ 所有者不明土地を活用した防災対策の推進【資料 2 P21, 22、資料 3 P46】

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の改正（令和 4 年 11 月）を踏まえ、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策（防災空地の整備等）について検討する旨を追記した。

イ 国防災基本計画の改定を踏まえた改定

[改定点]

- ・ 多様な主体と連携した被災者支援【資料 2 P18、資料 3 P38】

ボランティア団体と被災自治体のニーズを調整する「災害中間支援組織」（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備に努めることについて追記した。

(2) 県地域防災計画の改定を踏まえた見直し

ア 県による市町支援の充実

[改定点]

- ・ 県の支援に対する受け入れ体制の確立【資料 2 P27、資料 3 P52】

県が、令和 4 年台風第 15 号の教訓を踏まえ、市町災害対策本部の災害対応を支援し県本部との調整役を担うことを目的とした「市町支援機動班」を新たに位置付けたことにより、当該機動班の受け入れについて追記した。

イ 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 の反映

[改定点]

- ・ 浜松市地震・津波対策アクションプログラム 2023 の策定【資料 2 P76, 77、資料 3 P152】

県が、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間の行動計画として、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」の後継となる「地震・津波対策アクションプログラム 2023」を策定したことに伴い、「浜松市地震・津波対策アクションプログラム 2023」を策定することについて、記載内容を更新した。

(3) 本市独自の改定

ア 行政区再編等を踏まえた体制の整備

[改定点]

- ・災害対策本部、災害対策本部区本部（地域本部）の体制の整備

【資料 1-②、資料 2 P25, 26、資料 3 P50, 51】

区役所に設置される区本部が 7 から 3 に、地域本部が行政センターを含め 7 から 11 となるが、災害対応の拠点数や配置人数も再編前と変わらず、現行の災害体制を維持するよう、区本部及び地域本部の記載を修正した。

イ 給水計画の修正

[改定点]

- ・防災井戸等を活用した生活用水の確保【資料 2 P48、資料 3 P77】

生活用水の確保に努めることが、飲料水の安定した供給につながることから、防災井戸を含めた生活用水の確保について追記した。